

# 令和5年度 土佐清水市結婚新生活支援事業

## 新婚生活を応援します！

家賃や引越・リフォーム費用の  
補助があります！



以下の世帯の要件に該当する場合に補助を受けることができます。

### 概要

どんな世帯が  
対象なの？

- ①令和5年3月1日から令和6年3月31日までに婚姻した世帯
- ②ご夫婦の所得を合わせて500万円未満<sup>(注)</sup>の世帯  
※奨学金を返還している世帯は、奨学金の年間返済額をご夫婦の所得から控除  
(注)「ご夫婦の所得500万円」を年収に換算すると、約640万円～690万円程度
- ③ご夫婦ともに婚姻日における年齢が39歳以下の世帯
- ④土佐清水市内に新たに住居を購入・賃借し居住した世帯
- ⑤土佐清水市税等・高知県税を滞納していない世帯
- ⑥土佐清水市に5年以上定住する意思のある世帯 など

どんな費用が  
対象なの？

- ・新居の住居費
- ㊦新居の購入費
- ㊧新居の家賃、敷金・礼金、共益費、仲介手数料
- ㊨新居のリフォーム費用
- ・新居への引越費用
- ㊩引越業者や運送業者に支払った引越費用

いくら補助を  
受けられるの？

- ㊦～㊩を合わせて1世帯あたり上限30万円です。  
※29歳以下は上限60万円。

申請方法は？

令和6年3月31日までに市役所企画財政課へ申請。  
申請時に必要な書類がありますので、事前にご相談ください。  
詳細はホームページ、「土佐清水市 結婚新生活支援事業補助金」で検索を！

### 【お問合せ先】

土佐清水市企画財政課 政策企画係

電話：0880-82-1217

Mail：kikaku-lg@city.tosashimizu.lg.jp

